

泉大津市国際交流事業支援業務委託仕様書

1 業務名

泉大津市国際交流事業支援業務

2 目的

泉大津市国際交流事業の支援業務を委託することにより、民間事業者の持つノウハウや知見を活かし、市内における国際交流及び多文化共生に関する事業を円滑に実施し、国際社会にふさわしい人づくりやまちづくりを推進することを目的とする。

3 履行場所

泉大津市内

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務体制

(1) 担当職員の配置

本業務を円滑に遂行するために、担当職員を2人以上配置すること。

(2) 窓口体制

泉大津市内に事務所を設置し、国際交流事業に関する窓口業務を行うこと。また、窓口は週5日・1日6時間以上開設し、利用者が訪れやすい時間に設定すること。

(3) 管理者の選任

業務全体を統括する管理者を1人選任し、業務の進行管理および問題発生時の対応を行うこと。

6 業務の内容

委託業務は、泉大津市の行う国際交流事業全般の支援とし、その内容は概ね以下のとおりとする。ただし、「⑧ 協会が実施を予定している事業の運営」に記載している事業については、内容が変更になる場合がある。

(1) 本市の友好都市であるグレータージローン市との交流拡大に関する業務

(2) 泉大津国際交流協会（以下、「協会」という。）の事務局運営に関する業務

① 窓口業務

協会への入会・退会や事業内容等、協会の運営全般に関する問い合わせに対応すること。

② 理事会・総会の運営

理事会及び総会の開催にあたり、会場の確保、資料の作成・印刷等会議が円滑に運営できるよう準備を行うこと。

③ 役員・会員への連絡

事務局運営において必要な範囲内で、役員・会員への連絡や調整を行うこと。

④ 予算決算管理

協会の予算立案及び予算・決算書作成等、予算の執行管理を行うこと。

⑤ 広報に関する業務

協会のSNS (Facebook、Instagram) のフォロワーを増やす等、様々な情報発信ツールを使って、イベントの周知や会員獲得に向けた広報業務を行うこと。

⑥ 会員の募集

協会の会員（法人会員・団体会員・個人会員）の増加につながる募集方法を検討し募集を行うこと。

⑦ 國際交流に関する調査・研究

國際交流に関する情報収集や調査・研究を行い、國際交流事業のさらなる活性化に努めること。

⑧ 協会が実施を予定している事業の運営

ア 外国人の受入環境整備に関する事業

(ア) 外国人のための日本語教室

在住外国人の日本語学習と交流の場として、日本語教室の運営を行うこと。

(イ) 日本語学習支援ボランティア養成講座

協会会員を対象に、在住外国人に日本語を教えるボランティアを育成するための講座を実施すること。

(ウ) 外国人就労セミナー

市内事業者向けの外国人労働者の受け入れに関するセミナーを開催すること。

イ 市民と在住外国人の交流促進につながる事業

(ア) 市内バスツアー

協会会員と在住・在学外国人を対象に、相互理解の促進と市の魅力発見を目的としたバスツアーを実施すること。

(イ) ホームステイ・ホームビジット

外国人に日本文化を学ぶ機会を、市民には外国人への理解を深めるきっかけを提供するため、ホームステイ・ビジットを実施すること。

(ウ) エキゾチックキッチン

外国人が経営する市内レストランからシェフを招き、その国の料理や文化について学ぶイベントを実施すること。

(3) その他受託者と市双方が必要と認める業務

7 事業報告

原則として月1回、受託者と市との連絡会議を開催し、事業における意見交換を行うとともに、受託者はその時点においての事業の進捗状況、今後の計画について報告すること。

8 実績報告

受託者は、事業終了後30日以内に委託業務の実施に要した経費内訳書類を含む業務に関する実績について書面にて報告すること。

9 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (3) 受託者は、契約終了時に次期受託者が円滑に支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者双方が協議して定める。